



平成 21 年 9 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社ティー・ワイ・オー
代表者名 代表取締役社長兼グループ最高経営責任者
吉田 博昭
(JASDAQ・コード番号：4358)
問い合わせ先 取締役 経営戦略本部長
上窪 弘晃
電話番号 03-5434-1586

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成 21 年 10 月 23 日開催予定の第 28 期定時株主総会において、下記の通り付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

上場会社の株券を電子化する「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、現行定款第 7 条(株券の発行)、第 9 条(単元株式数および単元未満株式の不発行)、第 10 条(株主名簿管理人)、第 11 条(株式取扱規則)、第 40 条(期末配当金)および第 41 条(中間配当金)について、株券の存在を前提とした規定の削除等の所要の変更を行うものであります。

ただし、株券喪失登録簿については決済合理化法の施行日から 1 年間は株主名簿管理人がその事務を行いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。

また、決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、現行定款第 10 条(株主名簿管理人)および第 11 条(株式取扱規則)について、「実質株主名簿」および実質株主に関する定めを削除し、その他上記変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第 7 条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 8 条 条文省略</p> <p>(単元株式数および単元未満株式の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は、500 株とする。</p> <p><u>2. 当社は、本定款第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)の権利行使、株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 12 条～第 39 条 条文省略</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第 40 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 7 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当金」という。)を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(削除)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 7 条 現行どおり</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 現行どおり</p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 現行どおり</p> <p>2. 現行どおり</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 10 条 当社の株主の権利行使、株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 11 条～第 38 条 現行どおり</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第 39 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 7 月 31 日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当金」という。)を行う。</p>

<p>(中間配当金)</p> <p><u>第41条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p><u>第42条</u> 条文省略</p> <p>(新設)</p>	<p>(中間配当金)</p> <p><u>第40条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年1月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p><u>第41条</u> 現行どおり</p> <p>附則</p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 前条および本条は平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。</p>
---	--

3. 日程

取締役会決議日 平成21年9月17日
株主総会開催日 平成21年10月23日

以上